

告示第 5 号

令和 5 年 2 月 20 日から滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 26 日滋賀県指令自振第 4 号）第 11 条第 2 項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、滋賀県後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「滋賀県後期高齢者医療広域連合長 宮本和宏」とあるのは、「滋賀県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 伊藤定勉」と読み替える。

令和 5 年 2 月 17 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏